

## 尼崎市市制110周年記念プロジェクト 歴史パネル等制作業務委託仕様書

### 1 業務名

尼崎市市制110周年記念プロジェクト歴史パネル等制作業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

### 3 業務概要

本業務は、尼崎市が令和8（2026）年に市制110周年を迎えるため、110年間のまちのあゆみを振り返りることによってまちへの愛着を醸成することを目的に、まちの魅力を伝える歴史パネルを制作し、市内主要駅や商業施設、生涯学習プラザ等に設置するものである。

また、製作した歴史パネルのデザインを活用し、尼崎市市制110周年記念プロジェクト実施報告書を作成することも併せて行う。

#### （1）目的・意義

110周年を機会に、広くまちの歴史やまちを支えてきた市民や事業者とそのエピソードを紹介することで、まちの魅力を伝え、まちへの愛着を醸成する。

また、尼崎市市制110周年記念プロジェクト実施報告書では、各種取組を記録することで本市の未来のまちづくりにつなげる。

#### （2）歴史パネルのデザインコンセプト

本事業の目的・意義を理解した上で、誰もが見やすく、本パネルの内容を見てみたいと思わせ、かつ過去も含めてその時代を生きていたひとびとの「息づかい」や「ぬくもり」が伝わるデザインとすること。

具体的には、尼崎市の110年を支えてきた「人」にフォーカスを当て、各時代での具体的なエピソード・ストーリーを盛り込むことによって見る人に親近感を与えるなどの工夫をすること。

### 4 業務内容

#### （1）歴史パネルの編集、デザイン、原稿作成業務

ア 作成にあたっては、編集及びデザイン、原稿作成を行うこと。ただし、全体の構成と大まかにストーリー、掲載資料例については委託者から提示する。また、必要に応じて市が所蔵する写真や資料のデータ取得等も行うこと。

これらの内容を基に委託者とも十分協議の上作成を行うこと。

イ デザインについては、「3（2）歴史パネルのデザインコンセプト」を十分表現できるものとし、可能な限り文字量は減らしてイラストや図で表現し、ビジュアルの美しさと見やすさを工夫すること。

ウ 構成（案）

以下（ア）から（ク）については、内容構成と大まかなストーリー、掲載資料例を委託者から提示するので、その内容に基づき編集及びデザイン、原稿作成を行うこと。（ケ）については、直近10年間を振り返る聞き取り調査の成果（議事録等）とワークショップの成果を委託者から提供するので、その内容に基づき編集及びデザイン、原稿作成を行うこと。（コ）については、市民から集めた未来へのメッセージ写真を委託者から提供するので、それをもとに編集及びデザインを行うこと。

- （ア）まちのおこりと産業の萌芽（明治）
- （イ）市制施行、大規模工場の進出と北部の宅地開発（大正）
- （ウ）市域拡張と自動車の出現（昭和戦前）
- （エ）戦時下の尼崎（昭和戦中）
- （オ）戦後苦難の市民生活（昭和復興期）
- （カ）高度成長の光と影（昭和後期）
- （キ）ハード面の整備と阪神淡路大震災（昭和末～平成）
- （ク）緑化事業—まちに緑と青空を—（昭和末～平成）
- （ケ）直近10年を振り返って（市民・事業者インタビュー及びワークショップ結果の反映）
- （コ）未来へのメッセージ集

#### （2）歴史パネルの製作

- ア 実際に展示するパネルを製作すること。
- イ インクや素材などは、風雨に耐えられるものにすること。
- ウ 校正は2回以上とすること。
- エ サイズは外寸H1600mm～1690mm×W1000mm～10520mmの範囲内とすること。

#### （3）歴史パネルの設置・撤去

- ア 令和8年10月8日（木）までに委託者が指定する場所（JR尼崎駅北側通路）に設置すること（日中作業）。
- イ 設置に際しては、3か月程度の展示に耐えられるよう固定し、展示期間中に外れる等の事故が発生しないように十分注意すること。
- ウ 令和9年1月上旬に撤去し、撤去後は尼崎市立歴史博物館へ運搬すること（日中作業）。ただし、日程については委託者と協議の上決定する。
- エ 設置及び撤去の際に発生した廃棄物は受託者が処分すること。
- オ 設置及び撤去に関する許可申請手続きは受託者が行うこと。

#### （4）歴史パネルダイジェスト版の編集、作成

歴史パネルのデザインを活用し、そのダイジェスト版の展示物を作成すること。ただし、紙質は必ずしも以下の仕様に準じなければならないものではない。

- ア 企画制作
- 全体構成、データ編集、原稿作成
- イ 印刷
- 判型 A1縦、片面カラー
- 枚数 5枚 ※提案事項とする
- 部数 11部

紙質 マットコート紙 110kg ※提案事項とする

校正 1回以上

(5) 市制110周年記念プロジェクト 実施報告書の編集、デザイン、印刷

歴史パネルのデザインを活用し、市制110周年記念期間に実施される各種取組（官民さまざまな市制110周年関連イベント等）をまとめた報告書を作成すること。なお、報告書に使用する画像や目次、テキストデータは委託者から提示する。また、紙質は必ずしも以下の仕様に準じなければならないものではない。

ア 企画制作

全体構成、原稿作成、デザイン、データ編集、画像スキャン、色編集

イ 印刷・製本

判型及びページ数

A4判縦、左開き、本文36ページ（両面カラー）、表紙4ページ（片面カラー）

部数 100部

紙質 表紙：アイベストW180Kg、本文：シルバーダイヤ110Kg ※提案事項とする

加工 無線綴じ製本/表紙にグロスPP加工 ※提案事項とする

校正 2回

ウ 掲載項目（案）

No.	内容
1	表紙
2	目次
3	はじめに（市制110周年記念プロジェクトの概要）
4	テーマ・ロゴマーク
5	各種記念プロジェクト
6	これまでの尼崎
7	市長・議長メッセージ
8	裏表紙

## 5 成果品・納品

(1) 歴史パネル及び歴史パネルダイジェスト版及び市制110周年記念プロジェクト実施報告書データ

ア 歴史パネル及び歴史パネルダイジェスト版

Adobe illustrator及びJPEG及びPDFにて、DVDもしくは委託者が利用可能なデータ送信サービスにて納品すること。DVDで納品する場合は受託者がデータ格納用のDVDを用意すること。

イ 市制110周年記念プロジェクト実施報告書

編集可能なPDFにて、DVDもしくは委託者が利用可能なデータ送信サービスにて納品すること。DVDで納品する場合は受託者がデータ格納用のDVDを用意すること。

## (2) 歴史パネル及び歴史パネルダイジェスト版 展示物

内容	納品期限	納品場所	数量	納品方法
歴史パネル	令和8年10月8日	JR尼崎駅北側通路	1	設置
歴史パネル ダイジェスト版	令和8年9月30日	尼崎市役所本庁北館4階	1	郵送
		中央北生涯学習プラザ	1	郵送
		小田南生涯学習プラザ	1	郵送
		大庄北生涯学習プラザ	1	郵送
		立花南生涯学習プラザ	1	郵送
		武庫西生涯学習プラザ	1	郵送
		園田東生涯学習プラザ	1	郵送
		その他市内施設4か所	計4	郵送

## (3) 歴史パネルの設置・撤去

## ア 設置

日時 令和8年10月8日（木）17時まで

場所 JR尼崎駅北側通路

## イ 撤去

撤去 令和9年1月上旬

※撤去後は尼崎市立歴史博物館1階へ搬入すること。

## (4) 市制110周年記念プロジェクト 実施報告書 100部

日時 令和9年3月31日（水）まで

場所 尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課（尼崎市役所 北館4階）へ納品すること。

## 6 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

## 7 実施体制及び業務実施における連絡・協議

本仕様書に定める内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を構築すること。

## 8 安全配慮義務

- (1) 受注者は、本業務にあたり、第三者に損害を与えたときはその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。
- (2) 現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等関係法令を順守しなければならない。
- (3) 受託者が使用する車両は、交通法規を順守すること。

## 9 廃棄物処理

本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受託者が負担すること。

## 10 著作権等

- (1) 第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。
- (2) 本業務の成果品については、「尼崎市業務委託契約約款」第4条の2（著作権の譲渡等）に定めるとおりとする。

## 11 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 12 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行つた、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

## 13 その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、相互の協議により対応すること。また、本仕様書に記載の項目についても、当該業務委託の目的に合致し、成果の向上が見込まれる場合は、本仕様書の記載によらず、柔軟に提案することが可能である。ただし、経費の上昇が見込まれる場合も、予算上限額を上回る提案はできず、予算の範囲内での提案とすること。

## 14 問い合わせ先

尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課

電 話： 06-6489-6138

メール： [ama-110th@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-110th@city.amagasaki.hyogo.jp)

以 上